



慶應義塾大学ビジネス・スクール

資産運用と税制 2014 年

—いかに税引後リターンを最大にするか—

本ケースでは、現行（2014年1月現在）の日本の税制を参考に、どのようなプランニングを行えば、税引後リターンが最大になるかを考察する。まずは、前提知識となる日本の証券投資税制について述べ、巻末にいくつかのケーススタディを掲載している。

少額投資非課税制度（NISA）の開始

家計のふところ事情とNISA

日本の家計の個人金融資産は現在、1,500兆円に達するといわれている。しかし、日銀の資金循環統計によると、株式や投資信託が占める割合は、わずか1割強にとどまり、欧米と比較すると圧倒的に少ない。大和証券グループ本社の試算では、有価証券の比率が、日米以外の先進国並みの28.1%に高まれば236兆円、比較的貯蓄率が高いドイツ並みの22.6%でも151兆円が新たに市場に流れだすとみる。大和証券グループの日比野隆司社長は、2013年5月中旬に開いたアナリスト向け経営戦略説明会で「貯蓄から投資のうねりがいよいよ始まる。バブル崩壊後初のビジネスチャンスだ」と高らかに宣言している。

この原動力になると期待されるのが、アベノミクスによるインフレ期待とNISA（少額投資非課税制度）である。NISAとは、英国のISA（Individual Savings Account）を参考に創設された制度で、2014年1月より、年100万円までの上場株式・株式投資信託の配当金および売買益が非課税となる制度である。英国では、1996年4月より本制度が導入され、個人の資産形成促進策として成功したといわ

本ケースは、慶應義塾大学ビジネス・スクール准教授 村上裕太郎がクラス討議の資料として作成した。なお、本ケースは2014年1月の税法をもとに作成されている。

本ケースは慶應義塾大学ビジネス・スクールが出版するものであり、複製等についての問い合わせ先は慶應義塾大学ビジネス・スクール（〒223-8526 神奈川県横浜市港北区日吉4丁目1番1号、電話 045-564-2444、e-mail: case@kbs.keio.ac.jp）。また、注文は <http://www.kbs.keio.ac.jp/> へ。慶應義塾大学ビジネス・スクールの許可を得ずに、いかなる部分の複製、検索システムへの取り込み、スプレッドシートでの利用、またいかなる方法（電子的、機械的、写真複写、録音・録画、その他種類を問わない）による伝送も、これを禁ずる。

Copyright© 村上裕太郎（2014年4月作成）

れている。

簡単にこの ISA の特徴を要約すると、以下のようになる（日本証券業協会，2012）。

- 5 ●英国の ISA は、1999 年、低い貯蓄率を解消するために政治的リーダーシップのもと、その前身である PEP（Personal Equity Plan：個人持株制度）と TESSA（Tax Exempt Special Savings Account：免税特別貯蓄口座）を整理・統合することにより導入された。現在では、幅広い英国居住者に利用され、また、非常に人気が高くブランド化された貯蓄・投資にかかる制度として英国において認知されている。
- 10 ●英国の ISA が英国居住者において評価されている要因としては、①長期にわたる当局のコミットメントが行われていること（現在は恒久的な制度となっているが、導入当初は最低でも 10 年間は継続する措置とされていた）、②制約が少なくシンプルであること（ISA への投資資金の引出制限が設けられておらず、ISA 内でのスイッチングも可能とされている。）、③官民の協働によりブランド化されたこと等があげられる。
- 15 ●英国の ISA に対しては、英国証券業者等においてもビジネスとして積極的に取り組んでおり、業務フローの自動化や ISA シーズンにおける積極的な広告活動といった事務・コスト負担を行ったうえ ISA 開設者を取り込み、また、職域サービスとしては確定拠出年金サービスに加え給与天引きを組み合わせた ISA への積立投資サービス（workplace ISA）を年金の補完として提供するビジネスなども行っている。
- 20 ●英国居住者については、確定申告などの手続を行わずとも金融商品から発生する利益が非課税となるメリットのほか、年間の拠出限度額は翌年に持ち越せないため「利用するか、無駄にするか（use it or lose it）」の観点から、とりあえずはまず ISA に資金を拠出するという動きも多い。また、英国証券業者等においては、税務年度末までに ISA の申込を行わなければ、非課税メリットを享受できないというカウントダウン効果を利用し、1 月から 4 月初旬までの ISA シーズンに集中したマーケティングを実施している。

25 わが国における NISA は、ほとんどこの英国の制度を参考にしたものであるが、以下の点で異なっている。1 点目は、英国 ISA が恒久的な制度であるのに対し、日本は（現在のところ）時限的な制度となっていることである。時限的となっていることで起こりうる注意点については、後述する。2 点目は、英国 ISA が利子もその対象に含んでいるのに対し、NISA では、上場株式等の配当および譲渡所得のみが
30 対象となっている。3 点目は、スイッチングである。スイッチングとは、ある金融商品を売却し、他の金融商品をその代わりに使用できるかどうか、言い換えると、非課税枠の再利用ができるかどうかということである。英国では、非課税枠の中であれば当年度中にスイッチングが可能である。ただし、当該年度

図表 2. 勘定設定期間

勘定設定期間	基準日
平成 26 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日	平成 25 年 1 月 1 日
平成 30 年 1 月 1 日～平成 33 年 12 月 31 日	平成 29 年 1 月 1 日
平成 34 年 1 月 1 日～平成 35 年 12 月 31 日	平成 33 年 1 月 1 日

5

非課税口座での取引は、原則として、その年の新規購入額の合計で 100 万円まで（手数料は含まない）の上場株式や株式投資信託等を受け入れることが可能となる。また、1 年間の購入額の合計が 100 万円未満となった場合でも、投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことは不可能となっている。また、非課税口座で保有している上場株式等はいつでも自由に売却できるが、売却した投資枠を再利用（スイッチング）することはできない。

10

非課税口座に受け入れできるのは、証券会社や金融機関等を通じて新規購入をした上場株式や公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、外国上場株式、外国籍公募株式投資信託等である。すでに特定口座や一般口座等で保有している上場株式等を移管することはできない。

15

非課税口座に受け入れた上場株式等は、口座を開設した年から最長 5 年間保有することができる。5 年経過後、非課税口座で保有していた上場株式等は、原則として特定口座や一般口座等にそのときの時価で、自動的に移管される。引き続き非課税口座で保有したい場合、一定の手続きのもと、翌年の 100 万円の非課税枠を利用して受け入れることが可能となる。ただし、100 万円を超過する部分については、非課税口座には受け入れられない。

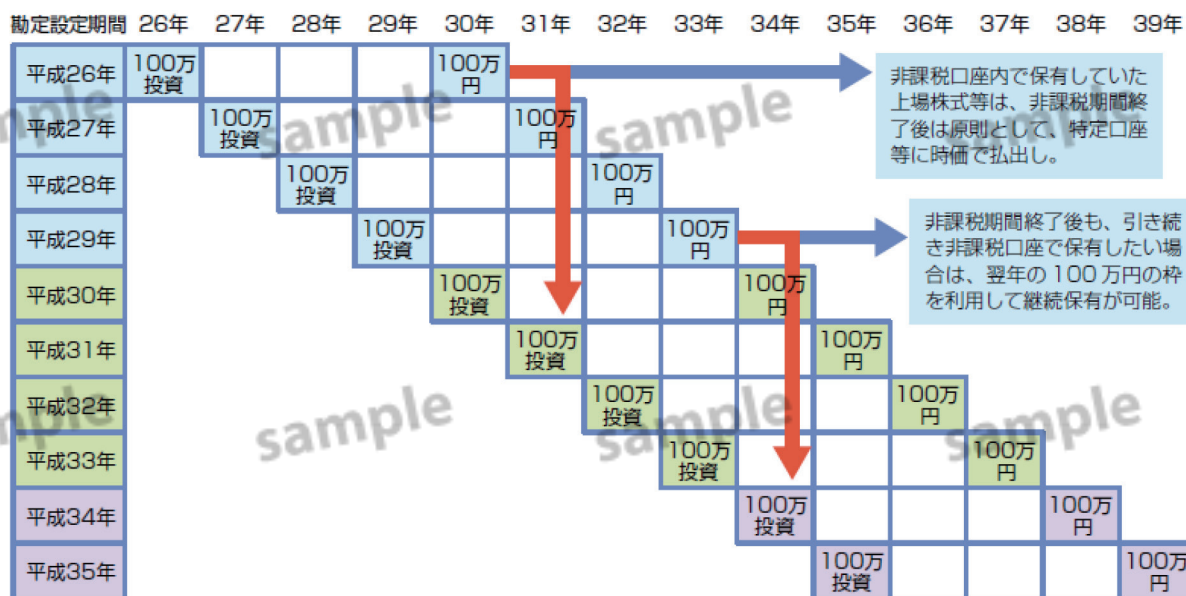
20

また、非課税口座で譲渡損失が発生した場合、当該譲渡損失はなかったものとみなされる。つまり、特定口座や一般口座等での譲渡益や配当等との損益通算をすることはできない。また、譲渡損失の繰越控除を行うことも不可能となっている。イメージは図表 3 を参照してほしい。

25

30

図表 3. NISA のイメージ



日本証券業協会（2013）『平成 25 年度版 個人投資家のための証券税制』

NISA を通じたタックス・プランニング

NISA は非課税枠内の金融商品であれば、その配当および譲渡所得が非課税となるため、とりわけプランニングの余地はないように思われる。しかし、現在のところ非課税期間が時限的であるため、移管後に保有株を売却した際、「損をしているはずなのに税金がとられる」という理不尽なことが起こる可能性がある。

たとえば、平成 26 年のはじめに NISA 口座にて 100 万円で買った銘柄の株価が、5 年後の平成 30 年末に 50 万円まで値下がりしていたとしよう。非課税期間の 5 年間を経過したので、原則として通常の口座へ移管することとなる。移管の際の株価は、平成 26 年のはじめの購入価格 100 万円ではなく、移管時の時価である 50 万円となる。その後 90 万円まで株価がもどった時点で売却すると、買値（100 万円）より 10 万円損をしているはずなのに、 $(90 \text{ 万円} - 50 \text{ 万円}) \times 20\% = 8 \text{ 万円}$ （復興特別税を除く）の税金がかかってしまうのである。これは、先述したように非課税期間が時限的であることから生じてしまう。つまり、NISA 口座にて保有していた期間の含み益や含み損は、非課税期間終了後通常の口座へ移管する際にすべてなかったものとされてしまうからなのである。

なお、上記の例では 5 年間の非課税期間が経過した後、通常の口座に移すのではなく、平成 31 年分の非課税枠を使って再び NISA 口座に「ロールオーバー」することも可能である。これは、さらに 5 年間の延長戦を行い、株価の回復を待つ方法である。ただしこの場合も、ロールオーバー後の価格は、

当初の購入価格 100 万円ではなく、ロールオーバー時の時価である 50 万円となることに注意が必要である^[1]。

含み益を抱えている場合も、ロールオーバーすることができる。今後も値上がり益が見込めそうな株式、配当金目当ての株式などはロールオーバーをすることによって今後も非課税の恩恵を受けることができるが、問題は 100 万円という上限である。

最後に NISA を活用した贈与税（相続税）プランニングについて紹介する。一般の贈与（暦年贈与）は、受贈者ひとりにつき年間 110 万円までは非課税とされている。一方、NISA 口座の非課税枠は年間 100 万円までであった。そこで、20 歳以上の子や孫に贈与をする場合、単純に現金を渡すのではなく、子や孫の NISA 口座を開設してそこに現金を入れる形で贈与し、NISA 口座内で株式投資をしてもらうという方法が可能である。NISA 口座内の売却益は非課税、かつ通常口座への移管は時価で行えるので、仮に NISA 口座で投資した株が大きく値上がりすれば、現金のまま贈与するより大きな金額を非課税で贈与できることとなる。

上場株式等にかかる税制

上場株式等の配当

所得税法上、配当金は配当所得に分類され、総合課税（他の所得と合算して課税）となり累進税率で課税されるのが原則である。しかし現在、「申告不要」という特例が認められている。この特例により、配当金は支払時に 10%（平成 26 年 1 月以降は 20%）の税率で源泉徴収（税金の天引き）が行われ、通常はこれで課税関係を完結することができる^[2]。「通常ではない場合」とは、大口株主（発行済株式総数の 3%以上保有）に該当する場合である。ここで注意が必要なのは、あくまでも申告不要という制度は選択が可能であるだけで強制ではない。したがって、総合課税を選択したほうが有利な場合、納税者は総合課税を選択することもできる。さらに、配当金の申告にはもうひとつ申告分離課税という選択肢がある。申告分離課税を選択した場合、税率は 20%固定となるが、配当控除の適用ができなくなる。以上をまとめると、次の図表のようになる。

^[1] ロールオーバーには注意が必要である。まず、仮に株価が値上がりしていたとしてもロールオーバーを選択することが可能であるが、その上限は 100 万円となるため、100 万円の限度額を超える部分については一般口座等に移管しなければならない。一方、購入価格 100 万円であるが、ロールオーバー時の時価が下落した場合、100 万円に満たない残りの額は、NISA の非課税枠として使用することが可能となる。

^[2] 正式に 10%の内訳は所得税 7%、住民税 3%、20%の内訳は所得税 15%、住民税 5%となっている。なお、平成 25 年から 49 年までのあいだ、上記所得税率により計算した所得税額に 2.1%を乗じて計算した金額を復興特別所得税として、あわせて納付する必要がある。

図表 4. 株式等にかかる税制

	確定申告不要(特例)	総合課税	申告分離課税
源泉徴収税率		20% (所得税 15%、住民税 5%)	
実際の税率	源泉徴収のみ	所得税 5%~40% 住民税 10%	所得税 15% 住民税 5%
配当控除の適用	なし	あり	なし
上場株式等の譲渡損失との損益通算	なし	なし	あり
合計所得金額への算入	含まれない	含まれる(配偶者控除・扶養控除等に影響するおそれ)	

国内株式の配当金等（配当所得）を総合課税として確定申告をすると、一定金額を所得税や住民税の税額から各々差し引く（控除する）ことができ、これを「配当控除」という。配当金には所得税・住民税が課税されるが、その配当金が支払われる前に法人税等も課税されており、この二重課税を調整するための制度が配当控除という税額控除である。課税総所得金額が 1,000 万円以下の場合、配当所得の 10%（住民税の場合 2.8%）、1,000 万円超の場合は「課税総所得金額－1,000 万円」部分につき 5%（住民税 1.4%）、それ以外の部分に 10%（住民税 2.8%）が税額控除となる。

外国上場株式の配当金

日本国内に居住している個人投資家が受け取る外国株式の配当金は、その配当金が生じた国と日本との間で租税条約が締結されている場合、租税条約にもとづいてその国で外国所得税が源泉徴収される。一方、租税条約が締結されていない国の場合は、その国の税法に基づいて源泉徴収される。たとえば、米国との間では日米租税条約が締結されており、米国株式の配当金に対しては原則として米国で 10%の源泉徴収が行われる。

外国上場株式の配当金が日本国内の証券会社等を通じて支払われる際には、国内株式と同様に、10%（平成 26 年以降は 20%）の税率で源泉徴収される。源泉徴収は、外国で徴収された税額（外国税額）を差し引いた金額に対して行われる。

外国証券投資による利子や配当金は、まず外国で課税され、さらに日本でも課税される。この二重課税を調整するために、外国で課された税額を日本の所得税や住民税から差し引く制度があり、これを「外国税額控除」という。外国税額控除の適用が受けられるのは、確定申告をした場合に限られる。なお、外国債券の利子については、源泉分離課税のため確定申告ができないことから、日本での源泉徴収の段階で外国税額が差し引かれることになる（差額徴収方式）。

外国税額控除の控除額は、次の①、②のどちらか少ない金額によって決まる。

① その年に納付することになる一定の外国所得税の額

② その年分の所得税の額（税額控除後）× その年分の国外所得総額 ÷ その年分の所得総額

5

上場株式の譲渡益に関する税制

株式の譲渡益は、一般的には「株式等の譲渡所得等」として申告分離課税の対象となる。税率は原則として20%（所得税15%、住民税5%）であるが、上場株式等の譲渡益に対する税率は、平成25年末までは10%（所得税7%、住民税3%）に軽減されている。

10 また、株式等の譲渡損失は、年間（1月～12月）を通じて発生した譲渡益から差し引くことができる（損益通算）が、他の所得との損益通算は不可能となっている。ただし、平成21年以降に支払いを受ける上場株式等の配当所得（「大口個人株主」が受け取る配当金を除く）について申告分離課税を選んだ場合は、その配当所得から上場株式等の譲渡損失の金額を差し引く（損益通算する）ことができる^[3]。

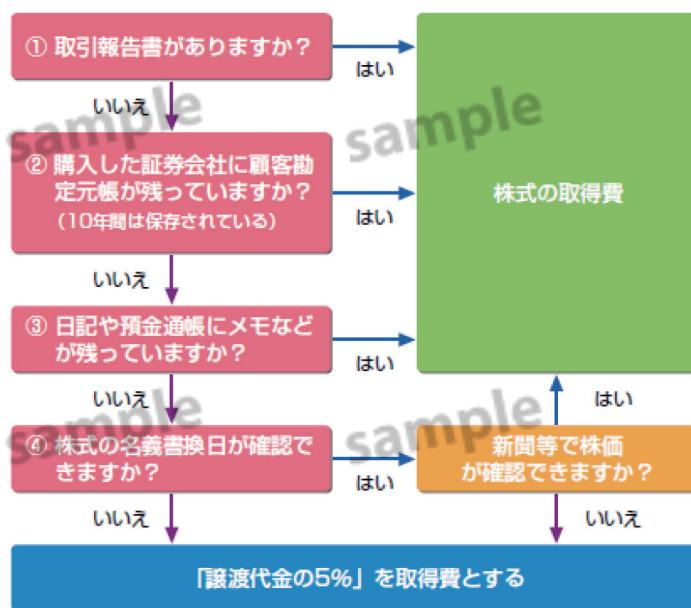
15 それでもなお損失の金額が残る場合は、「上場株式等の譲渡損失の繰越控除」の適用が受けられる（確定申告が必要）。これは、譲渡損失を翌年以降3年間にわたって、株式等の譲渡益等から差し引くことができる制度である。繰越控除の対象となる上場株式等の譲渡損失は、①証券会社等への売り委託による譲渡や証券会社等に対する譲渡、②会社法の規定による単元未満株式の譲渡、③公募株式投資信託の譲渡（解約・償還を含む）等によって発生した損失に限られる。つまり、非上場株式の譲渡損失や、証券会社等を介さない相対取引による上場株式等の譲渡損失は、繰越控除の対象とならない。しかし、非上場株式の譲渡益から繰り越された上場株式等の譲渡損失の金額は、差し引くこと
20 ができる^[4]。

譲渡所得の計算方法については、譲渡収入金額（株式の売却代金、源泉徴収前）から、取得費（購入代金）および譲渡費用等（手数料や消費税等）の経費を差し引くことによって求める。同じ年の複数回の譲渡によって譲渡益と譲渡損失が両方発生した場合、譲渡益から譲渡損失を差し引ける。なお、
25 取得費の確認方法は、一般的に以下の手順で行う。

30 ^[3] 平成22年以降、「源泉徴収あり」の特定口座（後述）で上場株式等の配当金の受け入れが可能になっている。上場株式等の配当金を「源泉徴収あり」の特定口座へ受け入れることにより、その特定口座内で発生した上場株式等の譲渡損失と受け入れた配当所得が特定口座内で損益通算されるため、損益通算を行うための確定申告は不要となっている（なお、確定申告を行うことも可能）。

^[4] なお、配偶者控除や扶養控除等の適用有無の判定の基礎となる「合計所得金額」は、繰越控除適用前の金額で計算する。つまり、場合によっては配偶者控除・扶養控除等の適用要件や国民健康保険料等の金額に影響が及ぶ点に注意が必要となる。

図表 5. 取得費の確認方法



日本証券業協会（2013）『平成 25 年度版 個人投資家のための証券税制』

確定申告

所得税の確定申告は、確定申告書に「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を添付して行う。この手続きをするためには売買時の取引報告書等が必要であるが、証券会社等に特定口座を開設している場合は、計算明細書に代えて特定口座年間取引報告書を用いることも可能である。なお、給与所得者で課税関係が年末調整で完了する場合、給与所得・退職所得以外の所得の合計額が年間で 20 万円以下であれば、所得税の確定申告はしなくてもよい（住民税の確定申告は必要）。

さまざまな金融商品とその課税関係

公募株式投資信託の収益分配金

公募株式投資信託の収益分配金（元本払戻金（特別分配金）を除く）の課税は、原則として上場株式の配当金の課税と同様である。つまり、支払われる際に 10%（平成 26 年 1 月以降は 20%）の税率で源泉徴収が行われる。また、源泉徴収のみで課税関係を完結させることができる「申告不要の特例」の対象であり、受け取った金額にかかわらず確定申告をしなくてもかまわない。

なお、上場株式等の譲渡損失等との損益通算を行いたい場合は、申告分離課税を選択しなくては

ならない（原則として確定申告が必要）。また、公募株式投資信託の収益分配金について配当控除の適用を受けたい場合は、総合課税として確定申告をする必要がある。これらの取扱いも基本的には上場株式の配当金と同様だが、配当控除の適用を受ける場合の配当控除率が異なる^[5]。

また、追加型の（当初募集期間後に追加購入できる）公募株式投資信託の保有中に決算を迎えると、
5 収益分配金が支払われる場合がある。この収益分配金は、税法上課税扱いの「普通分配金」と非課税扱いの「元本払戻金（特別分配金）」に区分される。

公募株式投資信託の換金・償還時の税制

10 公募株式投資信託の換金方法には、「解約請求」と「買取請求」の2種類があるが、信託契約を解約することによる換金方法を「解約請求」、受益権を販売会社（証券会社等の金融機関）に買い取ってもらうことによる換金方法を「買取請求」とよぶ。いずれの方法にせよ、その換金差損益の課税は「上場株式等の譲渡損益」と同様である（償還による場合も同様）。つまり、換金・償還時の差益は申告分離課税の対象となり、原則として確定申告が必要であり、適用される税率は上場株式の譲渡所得
15 と同様である。

一方、換金・償還時の損失は上場株式の譲渡損失と同じ取扱いとなり、他の公募株式投資信託の換金や株式の譲渡による利益があれば、これらの利益から差し引ける。また、「上場株式等の譲渡損失の繰越控除」や「上場株式等の配当所得との損益通算」の適用も受けることが可能となっている。

20 公社債投資信託の税制

証券投資信託のうち、100%公社債で運用されているものを公社債投資信託とよぶ。公社債投資信託の収益分配金や解約差益は配当所得ではなく、利子所得となる。したがって、預金の利息と同様
25 20%（所得税15%、住民税5%）が源泉徴収されて課税関係が完結し（源泉分離課税）、確定申告をすることはできない。

公社債投資信託を買取請求で換金したときは、値上がり分（＝差益）から20%相当額が差し引かれるため、手取額は解約請求で換金した場合と同じ金額となる。なお、平成28年1月より、この譲渡所得も源泉分離課税から申告分離課税となる予定である。

^[5] 公募投資信託の配当控除率は、株式組入割合に応じて所得税・住民税の率が異なる。

外貨関連の税制

外貨預金、外貨建 MMF、および FX に関する課税は、次表のようにまとめることができる。注意すべき点として、今まで非課税扱いであった外貨建 MMF の譲渡益が平成 28 年 1 月より申告分離課税となることである。したがって、現在の時点で外貨建 MMF の含み益が生じている場合、平成 27 年末までに売却して譲渡益を確定させておくことがプランニングとして有効である。

図表 6. 外貨建商品の課税関係

	利息・分配金	為替差益	為替差損
外貨預金	20%が源泉徴収され課税は完了	雑所得として総合課税。原則、確定申告が必要	他の雑所得から差し引ける
外貨 MMF	20%が源泉徴収され課税は完了	非課税 ※平成 28 年より、申告分離課税 (20%)	他の所得から差し引き、不可
FX (外国為替保証金取引)	スワップ金利について申告分離課税 (20%)	申告分離課税 (20%)	FX 間で相殺可。3 年間の繰越可

国内債券の税制

国内債券の利子は、預金の利子と同様に 20%の源泉分離課税で課税される。譲渡益は原則として非課税であり、償還差益は雑所得として総合課税となる。原則として、課税関係は以下のようになっている。

① 国内債券の利子

債券の利子は、20% (所得税 15%、住民税 5%) の源泉分離課税で課税され、課税関係が完結する。確定申告することはできない。

② 国内債券の譲渡益

満期 (償還) 前に債券を譲渡したときの譲渡益は原則として非課税となる。譲渡損はなかったものとみなされる。

③ 国内債券の償還差益

債券の償還差益は、雑所得として総合課税となる。なお、償還差損は、他の雑所得の金額からは差し引けるが、給与所得や不動産所得等の他の所得との損益通算は不可である。

なお、債券にはさまざまな種類があり、それぞれ課税関係が異なる。主な債券の課税関係は次のとおりである。注意事項として、国内で発行される一定の円建外債については、利子に対して源泉徴収がなされないため、利子所得として総合課税となり、確定申告義務が生じる。

5

図表 7. 国内債券の税制

	利子	譲渡	償還
国内利付債	源泉分離(20%)	非課税	総合課税(雑所得)
国内割引債	—	非課税	源泉分離(18%)
円建外債	源泉分離(20%)	非課税	総合課税(雑所得)
ゼロクーポン債	—	総合課税(譲渡所得)	総合課税(雑所得)
新株予約権付社債	源泉分離(20%)	申告分離課税(譲渡所得)	総合課税(雑所得)

10

特定口座

15 株式等の譲渡所得は、「投資家自らが株式等の譲渡所得等の金額を計算して、確定申告を行って納税する」のが原則だが、この手続きを簡便化するために設けられた制度が「特定口座」である。特定口座は、一般の取引口座とは別に設けられるもので、証券会社が特定口座内の1年間の譲渡損益を代行して計算してくれる。計算結果は「特定口座年間取引報告書」にまとめられ、翌年の1月末までに投資家に送付される。投資家は確定申告の際に、この「特定口座年間取引報告書」を譲渡に関する計算明細書の代わりにできるため、確定申告が簡易に行えるというメリットがある。

20

さらに、「源泉徴収あり」の特定口座を選択した場合、その特定口座内の譲渡益や配当に対して一定の税率で証券会社等が源泉徴収を行うため、特定口座内の株式等の譲渡益や配当について申告不要を選択することができるようになる。

特定口座の特徴をまとめると、以下のようになる。

- 25 ① 特定口座は、1つの証券会社等に1口座のみ開設できる。複数の証券会社等に開設した場合、各々の特定口座の譲渡損益は、確定申告をすることにより通算することが可能。
- ② 「源泉徴収あり」の特定口座で確定申告をしないことにした場合、その株式等の譲渡益や配当所得の金額は、所得税・住民税における配偶者控除や扶養控除等の適用の有無を判定する際の「合計所得金額」には含まれない。
- 30 ③ 「源泉徴収あり」の特定口座の譲渡損益や配当所得について、確定申告をするかしないかは、確定申告時に選択可能である。事前の届出は必要ない。
- ④ 「源泉徴収あり」の特定口座を利用していても、次のような場合には、確定申告をする必要がある。

- 他の株式等の譲渡損益との通算を行う場合
- 「上場株式等の譲渡損失の繰越控除」の適用を受ける場合

ケース1

居住者である A さんは、平成 25 年中に公募株式投資信託の収益分配金を 27 万円（3 万円が源泉徴収済）受け取った。A さんは働いておらず、他の所得はない。甲はどのようなプランニングをすべきか？

ケース2

居住者である B さんは、専業主婦の妻がおり、この妻は平成 25 年中に特定口座（源泉徴収あり）で 100 万円の譲渡益がある（源泉徴収税額 10 万円控除前）。さらに、別の特定口座も保有しており、その口座で 50 万円の譲渡損失があった。申告分離課税を選択すれば、譲渡益と譲渡損失との損益通算が可能となるが、妻は申告分離課税を選択すべきか？

ケース3

次の資料に基づき、居住者である C さんの平成 25 年分の各種所得の金額を計算しなさい。なお、源泉徴収されるものについては、指示があるものを除き、全て税引後の手取額である。なお、総合課税されるもの、源泉分離課税されるものを区別すること。

1. 定期預金の利子	76,000 円
2. 公社債投資信託の収益の分配	248,000 円
4. 友人に対する貸付金の利子	61,000 円
5. 一時払養老保険（保険期間 5 年）の差益	752,000 円
6. 前年分所得税の還付加算金	9,000 円
7. P社（外国法人）の社債利子	207,000 円 当該利子は国外払いのため、上記金額は外国所得税 23,000 円が控除されているが、国内での源泉徴収はされていない。

ケース 4

配当を受けた際の有利不利判定に関して、以下の質問に答えなさい。単純に税引後の手取り額で比較すること。

【基本情報】

株式の種類：上場株式

配当の収入金額：X 円

A) 申告分離課税を選択した場合の税率：20% (住民税込)

B) 総合課税を選択した場合の税率： $100 \times t\%$ (住民税込)

(1) 申告分離 (A) と総合課税 (B) の比較をする。両制度ともに、負債の利子を控除することができるので、単純化のため負債の利子は 0 円とする。また、総合課税を選択した場合のみ、配当控除 (税額控除) を受けることができ、その額は配当所得の 10% とする (税額控除分は純粋に手取りを増加させる)。総合課税が有利となるための税率 t の上限を求めなさい。

(2) 最後に、上場株式の譲渡損失が Z 円ある場合において、申告分離と総合課税を比較する。申告分離課税を選択した場合のみ、上場株式の譲渡損失を配当所得から控除することができる。単純化のため、負債の利子を 0 円、 $t = 0.2$ とした場合、譲渡損失 Z がいくら以上になれば申告分離を選択する方が有利となるか。

【参考文献】

国税庁 (2013) 「NISA (小額投資非課税制度) の手続きに関する Q&A」

日本証券業協会 (2012) 「英国の ISA (Individual Savings Account) の実施状況等について～英国の ISA の実態調査報告～」

日本証券業協会 (2013) 「平成 25 年度版 個人投資家のための証券税制 Q&A」

DIAM アセットマネジメント株式会社 (2013) 「NISA コラム (2013/5/14)」

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

不 許 複 製

慶應義塾大学ビジネス・スクール
